

～中建国保群馬県支部に加入している組合員さんへ～

ダイレクト・メールが届いたら中建国保東京本部へ書留郵送または所属する出張所へ提出して下さい。

中建国保東京本部から組合員さんの世帯へ個人番号を提供していただくお願いのダイレクト・メールが平成 27 年 11 月 11 日～13 日に届きます。

□ダイレクト・メールの内容（7 点）

- | | |
|--------------------|-----------------|
| (1) 個人番号申告のお願い | (2) 組合員用個人番号申告書 |
| (3) 家族被保険者用個人番号申告書 | (4) チェックシート |
| (5) 本部宛返信用封筒 | (6) 説明用チラシ |
| (7) 簡易書留用差出票 | |

※ 組合員用個人番号申告書には組合員の氏名（漢字）、生年月日、性別、住所を、家族被保険者用個人番号申告書には該当する家族の氏名（漢字）、生年月日、性別が印字されています。現在、中建国保に登録されている情報に誤りが無いことを確認してください。

□組合員が返信するもの（個人番号の確認と身元の確認）

- (1) 組合員用個人番号申告書（表面）

【番号確認】①個人番号を証明する書類として「個人番号通知カード」の写しを所定の位置に貼付します。

【身元確認】②身元確認は中建国保の中建国保被保険者証の写しを所定の位置に貼付します。

※「個人番号通知カード」の写しと「中建国保被保険者証」の写しの 2 点セットで番号確認と身元確認は完了です。

- (2) 家族被保険者用個人番号申告書

家族が所有する個人番号通知カード等を参照し、組合員が家族被保険者の個人番号を申告書に記入してください。

※ご家族がいる世帯は、必ず申告書の組合員用と家族用の両面を記入して下さい。

□組合員からの返信方法（書留郵送または、出張所の窓口へ提出してください。）

- ①組合員さん御自身が郵便局へ行き送付手続きをしていただく。

※（必ず簡易書留で送付してください。）

機微性が高い特定個人情報の届出であるため、配達記録を確認できる**簡易書留での返送となります。**

組合員さん御自身に郵便局で手続きを行っていただきますが、組合員さんの負担を軽減するため郵送料は受取人払い（中建国保本部が負担）となっています。

- ②出張所の窓口へ提出。

※（必ず組合員さん御自身で封をして役員さんへ渡してください。）

□個人番号申告書を紛失した場合は、所属する出張所へ連絡をしてください。

出張所経由で改めて申告書を交付します。

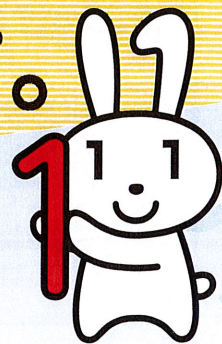
記入方法及び質問等ございましたら
中建国保群馬県支部 027-231-2566 へお電話ください。

～ ご理解ご協力をお願いします ～

今年の10月頃
市町村から届く
番号通知カードは
大切に保管してください

中建国保に加入しているみなさん

マイナンバー(社会保障・税番号) 制度がはじまります。



Q.マイナンバーって何?

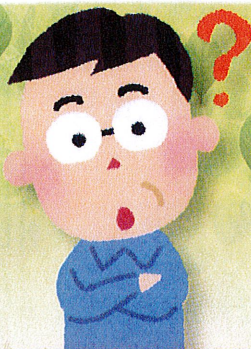
A.現在は、年金や医療保険、税など、制度ごとに個人の情報が管理されています。マイナンバー制度では、これらの情報をつなぐために、一人ひとりが自分だけの12桁の番号をもつことになりました。

Q.どんなことが変わるの?

A.平成28年1月からは国保組合の加入・脱退などの資格に関する手続きや現金給付の申請に、個人番号を記入していただきます。

Q.プライバシーは守られるの?

A.なりすまし防止の為に本人確認が義務づけられており、第三者機関の監視・監督がされます。法律に違反した場合の罰則も厳しくなりました。



※内閣府マイナンバー制度ホームページより

11月初旬には中建国保からも大事なお知らせが届きます

- 中建国保は、法令にもとづき、平成29年7月からの情報連携を行うために、みなさんの個人番号を登録管理することになります。そのため、今年の11月初旬頃、**ご自宅に「中建国保に個人番号を提供していただくお願い」の手紙をお届けします。**
- 組合員のかたは「番号通知カード」と「中建国保の被保険者証」のコピーを提出し、ご自身と家族のかたの個人番号を所定の用紙に記入していただきます。**市町村から送られてきた通知カードは、大切に保管しておいてください。**

●くわしい届出方法などは改めてお知らせします●

番号通知カード(表面)

通知カード	
個人番号	1234 5678 9012
氏名	中 建 太 郎
住所	東京都新宿区高田馬場 〇丁目〇番〇号
昭和34年12月31日生	性別 男
発行平成〇〇年〇月〇日	〇区長

中建国保被保険者証

国民健康保険 被保険者証	有効期限 平成28年 3月31日 90-1392 9000
氏名	中 建 太 郎
生年月日	昭和34年12月31日 性別 男
資格取得日	昭和64年 1月 1日 交付日 平成27年 4月 1日
組合員氏名	中 建 太 郎
住所	東京都 新宿区 高田馬場〇丁目〇番〇号
保険者番号	133264
保険者	中央建設国民健康保険組合
組合せ先	〇〇〇支部 電話 000(000)0000

および

組合員のかたの
個人番号が記載
されている面を
コピーしてくだ
さい!

平成28年1月以降に、個人番号カードを取得した場合は、個人番号カードの表面と裏面のコピーに代えて提出してもかまいません。

中建国保が取得した個人番号は以下の目的以外に使用することはありません。

- 加入、脱退、氏名変更など資格に関する手続き
- 療養費、高額療養費など一部の現金給付にかかる申請

※番号法別表第1第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」による

平成27年10月以降

お住まいの市町村からマイナンバー(個人番号)の通知カードが届きます。

平成28年1月

社会保障・税・災害対策の手続きでマイナンバーの利用が開始。市町村に申請すると**個人番号カード**が交付されます。

平成29年1月

行政機関の間で情報連携が開始。自分の情報を誰がなぜ利用したのか確認できるようになります。

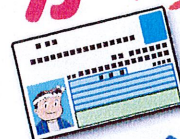
平成29年7月

中建国保も含め、地方公共団体などで情報連携がはじまります。

元気さん一家 特別編

国民一人ひとりに通知される
マイナンバーは中建国保にも
提出が必要です。

マイナンバーが やってきた!



中建国保にも個人番号の提出を

ご協力をお願いします!

ポイント

1



平成28年1月から、加入や脱退などの資格の手続きや高額療養費など現金給付の申請にもみなさんの個人番号が必要になります。

ポイント

2



11月初旬には、みなさんのお宅に個人番号を提供していただくお願いの手紙を中建国保からお届けします。

